

犯罪被害者等に関する情報の保護（諮問事項第三）に関する資料

第1 公判手続における被害者特定事項の秘匿

- 1 (1) 裁判所は、次に掲げる事件を取り扱う場合において、当該被告事件の被害者等（被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。）若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項（当該事件の被害者の氏名又は住所その他その者が当該事件の被害者であることを特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができるものとする。

刑法第176条から第178条の2まで若しくは第181条の罪、同法第225条若しくは第226条の2第3項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下同じ。）、同法第227条第1項（第225条又は第226条の2第3項の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第3項（わいせつの目的に係る部分に限る。）若しくは第241条前段の罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件

児童福祉法第60条第1項の罪若しくは同法第34条第1項第9号に係る同法第60条第2項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第4条から第8条までの罪に係る事件

及び に掲げる事件のほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者等の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれがあると認められる事件

(2) (1)の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならないものとする。

- 2 裁判所は、1の(1)の から までに掲げる事件のほか、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認められる事件を取り扱う場合において、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができるものとする。

- 3 1の(1)又は2の決定があったときは、刑事訴訟法第291条の規定による起

訴状の朗読並びに同法第305条第1項及び第2項の規定による証拠書類の朗読については、これらの規定にかかわらず、被害者特定事項を明らかにしない方法により行うものとする。

- 4 裁判長は、1の(1)又は2の決定があった場合において、訴訟関係人のする尋問（被告人の供述を求める行為を含む。）又は陳述が被害者特定事項にわたるときは、これを制限することができるものとする。ただし、尋問又は陳述を制限することにより、犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがあるとき又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとする。

第2 被害者特定事項の秘匿の要請

- 1 検察官は、刑事訴訟法第299条第1項の規定により証人の氏名及び住居を知る機会を与え又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり、被害者特定事項が明らかにされることにより、被害者等の名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されるおそれがあると認めるとき又は被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、その旨を告げ、被害者特定事項が、被告人の防御に関し必要がある場合を除き、被告人以外の者に知られないようにすることを求めることができるものとする。被害者特定事項が明らかにされることにより、被害者等の名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されるおそれがあると認める場合又は被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、被害者特定事項のうち公訴事実として起訴状に記載された事項以外のものが、被告人の防御に関し必要がある場合を除き、被告人に知られないようにすることについても、同様とする。

- 2 1の規定は、検察官が刑事訴訟法第2編第3章第1節の2第1款第2目の規定による証拠の開示をする場合について準用するものとする。